

(様式 1-3)

福島県(双葉町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和6年4月時点

NO.	245	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業(農地防災事業)西迫・琵琶迫地区(基金型)	事業番号	(5)-40-118
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費	30,000(千円)		全体事業費	400,000(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>避難指示区域のある双葉町において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理を行いながら、水稻を中心とした営農活動を行ってきた。</p> <p>しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような適切な維持管理が困難となり、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>本町においては、震災後の避難指示や除染等により営農再開できない農地が散在し、面的な営農再開が進まない状況もあるが、一部地域では作付けが再開されており、本地区においても、農家の営農意欲が高く、営農再開に向けた取組みが行われている。</p> <p>よって、本事業を導入することにより、老朽化したため池を改修することで営農再開及び住民の早期帰還を促進し、加えて農村地域の防災機能向上を図り再生加速化を推進する。</p>					
事業概要					
<p>本地区は、担い手をはじめとした農家の営農再開意欲が高い地区である。主要水源は西迫ため池および琵琶迫ため池であるが、避難指示により長期避難を余儀なくされ、ため池の適切な管理を行うことができなかったため、取水施設の老朽化及びため池堤体からの漏水が急激に進み、貯水能力に支障を来している。</p> <p>老朽化したため池の改修を行うことにより、安定した農業用水の確保が可能になるとともに、ため池の防災機能を向上させることにより、営農再開及び地域住民の帰還を促進し、地域の復興再生に資することを目的とする。</p> <p>西迫地区 : ため池整備工 N=1 式、受益面積 A=4.0ha 琵琶迫地区 : ため池整備工 N=1 式、受益面積 A=52.0ha</p> <p>【申請に係る事業概要】 第46回申請については、測量設計を実施する。</p> <p>(福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)交付要綱(農林水産省)別添1-6、取扱い別紙7-第4-2-(2)-ウ、エ</p> <p>【事業要件】 受益面積要件 : 56.0ha (≧10.0ha) 防災受益面積要件 : 43.8ha (≧20.0ha)</p> <p>【双葉町復興まちづくり計画(第三次)】 施策2 農業の再生- (1) 基幹水路、ため池、農道等を整備し、水稻等の生産再開につなげる。</p> <p>【福島県復興計画】 6 農林水産業再生プロジェクト- 2 農業の再生- ②農地、農道、農業用ダム、ため池、排水機場、農業集落排水施設等の復旧</p>					

当面の事業概要	
<令和6年度> 測量設計 <令和7年度～令和9年度> ため池整備工、用地買収・補償	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
避難指示中にため池の管理が不可能となり、取水施設の老朽化が急激に進んだため、再生加速化の目標達成に向け、本事業導入によるため池の改修を行う必要がある。	
関連する事業の概要	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

